

●国の教育振興基本計画【第2期】（平成25年6月閣議決定）

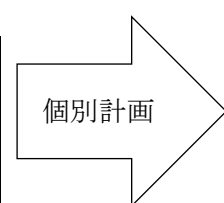
・基本的な方向性（教育基本法第17条第1項に規定する方針）

基本的方向性	8つの成果目標	区分
1 社会を生き抜く力の養成	1 生きる力の確実な育成	国1
	2 課題探求能力の修得（大学教育の質的改善など）	国2
	3 生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得	国3
	4 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等	国4
2 未来への飛躍を実現する人材の養成	5 社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成（高度な学習の機会提供、グローバル人材の育成など）	国5
3 学びのセーフティネットの構築	6 意欲ある全ての者への学習機会の確保（教育費の負担軽減、貧困対策など）	国6
	7 安全・安心な教育研究環境の確保	国7
4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成	8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成	国8



① 鹿児島市教育振興基本計画（前期）

11年間を通じて目指すべき教育の姿	(か) 鹿児島市に誇りを持ち、 (こ) これからの時代に必要な生きる力を養い、 (し) 心身ともにたくましく、 (ま) 学び続ける人材を社会全体で育成します。	
教育の取組における視点（基本的な考え方）	1 生涯を通じて自らを磨き、生活や職業に必要な知識等を継続的に習得することができる生涯学習社会の実現 2 学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上 3 我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、社会の形成に主体的に参画する人材の育成	
施策の方向性	具体的施策	国の区分との関連
(1) 道徳心や社会性を養い、心身ともにたくましい子どもを育成する	①道徳教育の充実 ⑥健康教育の充実 ②人権教育の充実 ⑦食育の推進 ③生徒指導の充実 ⑧青少年教育と体験活動の充実 ④教育相談の充実 ⑨子ども読書活動の推進 ⑤学校体育の充実	国1 国3 国6
(2) 「確かな学力」を持ち、個性あふれる子どもを育成する	①幼児教育の充実 ⑦高等学校教育の充実 ②学習指導の充実 ⑧中高一貫教育の充実 ③進路指導・キャリア教育の充実 ⑨郷土教育の推進 ④へき地・複式教育の充実 ⑩国際理解教育の推進 ⑤特別支援教育の充実 ⑪環境教育の推進 ⑥情報教育の充実 ⑫消費者教育の充実	国1 国3 国4 国5 国6
(3) 信頼される開かれた学校教育を推進する	①学校経営の充実 ⑦学校支援ボランティアの活用 ②教育課程の改善・充実 ⑧教育費負担の軽減 ③学校評価の推進 ⑨教育委員会活動の活性化 ④教職員の資質向上 ⑩学校規模の適正化 ⑤学校安全の充実 ⑪私立学校等との連携 ⑥教育施設の整備・充実	国1 国6 国7 国8
(4) 家庭や地域の教育力を高め、社会全体で人づくりを進める	①家庭教育の充実 ④青少年を育む環境づくりの推進 ②地域で学校を支援する体制の確立 ③校区公民館活動の充実	国8
(5) スポーツや文化の振興を図るとともに、だれもが、いつでも、どこでも学べる環境づくりに努める	①生涯スポーツの推進 ④文化財の保護と活用 ②競技スポーツの推進 ⑤生涯学習環境の充実 ③文化振興	国3 国5 国8



② 第五次鹿児島市総合計画（教育関連部分を抜粋）

基本目標：学ぶよこびが広がる誇りあるまち		国の区分との関連
基本施策	単位施策	
1 学校教育の充実	I 心を育む教育の推進	国1
	II 個性と能力を伸ばす教育の推進	国5
	III 体育・健康・安全の充実	国6
	IV 信頼される学校づくりの推進	国7
	V 学びを支援する教育環境の充実	国7
2 生涯学習の充実	I 青少年の健全育成	国1
	II 家庭・地域の教育力の向上	国3
	III 生涯学習環境の充実	国8
3 市民文化の創造	I 文化振興	国1
	II 文化財の保護と活用	国8
	III 近代化産業遺産の保存と活用	国8
4 スポーツ・レクリエーションの振興	I 生涯スポーツの推進	国5
	II 競技スポーツの推進	国5

※ [ ] : 目標や施策の根本となる方針の部分（詳細は【資料3-3】）

※策定根拠：教育基本法 第17条の2

地方公共団体は、前項の計画（国の教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。